

スペッコ便り 2022

佐々木健

1. 2022年6月10日・11日（現地時間）、コンスタンティヌス帝期ローマ法学会 Accademia Romanistica Costantiniana〔以下、ARC〕円卓会議 2022 が開催された。前年の国際大会同様、イタリアの古都スペッコ（ウンブリア州、ペルージャ県）旧市庁舎での対面参加と、学会ホームページ（下記）のリンクから Zoom での参加によるハイブリッド開催〔「ミックス mista」と言うよう〕であった。

<https://accademia-romanistica-costantiniana.unipg.it/>

第一回状では、来年が初回国際大会から 50 周年にあたることから、その開催に向け 4 つの論題案が提示された。

(1) 1973-2023: 「コ帝期」、古代末期研究の 50 年

(2) 食、保存すべき資源：古代末帝国における生産、配分、持続可能性と法的規律

(3) 古代末の法的世界における女性

(4) 古代末における東西：帝国両地域間の関連と関係性

円卓会議に付されたタイトルは、上記を反映し「第 26 回大会へ向けて：古代末期研究の諸課題」とされた。

前年のような感染症関連証明書や参加事前申込は不要のようであった。対策を講じた上で、登壇者はマスクなしで発言した。

遠方からの参加も可能にするという趣旨で、オンライン併用が決定されたようである。筆者は、10 日金曜午後、法制史学会理事会を欠席し、学部講義で古代ローマの委任・組合・寄託を語っていた。

「真実の口」広場近くの教会には、今も、古代の銀行を描く彫刻が残る。これを紹介しながら、「代理」と横領・背任、寄託と不法行為の関係性を講じた。競売に関与する銀行家が決済を担う点に触れ、次

回講義は小切手ないし信用状を扱う旨を予告した。帰宅後、日本時間では22時半から、円卓会議初日を聴講できた。

2. 会議冒頭、Navarra 教授進行の下、Lovato 教授の挨拶、市長から歓迎の辞と来年の予定について説明があり、再び Navarra 教授が支援への謝辞を述べた。ペルージャ大、法学部長 Sassi 教授の挨拶では、EU からの後援についても説明があり、予定された Lanza 教授の基調講演は Lovato 教授により代読された。歴代の学会代表による功績に触れ、これは、回状で予告された「先達が専攻を開拓された頃」と題する学会 (!) 回顧の部を導入することとなる。

次いで、Lucrezi 教授が登壇し、戦争とローマ法の関係、第3のローマとしてのモスクワに触れ、以後、各位による論点開示を促した。上記(1)については、本学会のみならず、全世界的な研究潮流として古代末期論の重要性を強調し、(2)については欧州で戦争が続く中、喫緊の課題であるとされた。Navarra 教授から、オンライン参加者から「手を挙げる」機能での登壇方法が説明され、Lenski、Escribano Paño、Gröschler、Lizzi といった精力的研究を示す諸賢が論題について所見を述べてゆく。

以下、全員の議論を再現することはしないが、(4)の東西関係を論じたいとする参加者が続いたかと思えば、同時に(3)女性も関連付ける論点開示もあり、各自が来年の国際大会に向け、鋭意、検討を進めている準備状況が窺われた。オンライン参加者は45名を数えたが、対面参加者はカメラの裏側で人数把握ができない。筆者メモには Zoom の参加者リストに挙げた表示名がある。ご関心の向きには開示したい。

やがて議論は周年回顧 (Carrié)、主権との関係 (Lovato)、現今の

法秩序と隔年開催国際大会、とりわけ「ローマと蛮族」との関係扱った大会との連続性（Campolunghi）へと展開した。

歴史叙述の問題（Peppe）、コ帝と西ローマ、特に正帝副帝との関係がテーマ4に留まらず女性の地位〔テーマ3〕に連動する社会経済的観点（Di Paola）、この点から転じてキリスト教会の問題（Lanza）、女性（妻・娘）の権利義務（Pugliati）が検討される。

日本時間では日付を跨いだ頃と記憶するが、休憩を挟み、古代末と「古典法」との関係（Bianchi）が指摘されると、司会の Lovato 教授は論争的にも Pugliati 教授の問題意識には同意しつつ結論には反対する旨を示し、学術的対話による心象再検討を呼び掛けた。歴史叙述における中庸なバランスを重視する議論・統合は、多くの登壇者からも指摘があり、本学会の特徴である。イタリア風に、（テーゼの検証でなく）前後の議論が緩やかに連関し、問題群を彫琢してゆく。これにより、論点が浮き彫りとなる。方法論的に、先達への追想も披瀝された。例えば、Lucrezi 教授は、Orestano 教授の「ローマ法史」に触れ、その到達点と残された課題を論じた。我が国には、柴田光蔵教授による追悼記があるが、他の成果は十分に紹介され消化されているとは言い難い。今や手遅れであろうが、その弟子・孫弟子世代による「教科書」を紹介するだけでも、イタリア学界による歴史叙述を伝える意味はあろう。

司会の Navarra 教授がオンライン参加者に発言を促し、Lo Schiavo、Arcaria、Crescenzi、Roberto など各氏が議論を深化させる。社会的流動性、テオドシウス法典、コ帝期の法学教育と入門教科書、その論拠と評価基準、市民の自主独立性、欧州視点での観察、金融との関係、といった究明を要する点の指摘を受け、この拡散した論

点については翌日へ持ち越したい旨が宣言された。

再び、既に登壇した参加者も含め、予告された4論題の検討が続く。当事者の意思と女性視点 (De Bernardi, Fiorentini)、当日午前の若手セミナー (G. Crifò) でも扱われた諸法典との関係 (Pergami) が提示されたが、晚餐の時間も迫り、別の機会に、となった。

そこで、現地時間18時45分頃からは、これまでの学会代表を顕彰する部に移行した。初めに、Lazzarini教授が、故Remo Martini教授を追悼しつつ、Biscardi教授の事績に触れた〔筆者は、古代ローマ法の研究を特示命令 *interdictum* から着手した際、Biscardi教授の専門書を大いに参照した。感慨深い邂逅であった〕。占有論、「背教者」ユリアヌス、テオドシウス法典、古代末の立法について、多彩な業績を残し、文化文明の継続を一連のものと捉えつつ、都コンスタンティノーブルの優位性を明らかにされた〔田中創氏の著が想起される〕。その訴訟法研究は、ナポレオン法典にも影響を与え、同時に、女性に関する規律の研究でも知られる。次いで、Zuccotti教授〔同教授も、筆者は個人的に参照する論考が多い。Biscardi教授の門下であったことは、容易に想定可能であったが、今般改めて本人の口から確認できた次第である〕が、Biscardi教授の人となりにも触れられた。Arangio-Ruiz、Calamandrei〔邦訳もある〕といった諸先生と並び、試験は厳しかったそうである〔筆者は、2009年9月、イタリア式の学部生向け単位認定試験を担当した。8月下旬に入国し、早速に受入教員 Crifò 教授に挨拶に伺った。来週、試験があるから手伝ってくれ、との由。ペーパーテストの監督かな、と思い、安請け合いした。9月に入り、仮宿（ペンション）からアパートに引っ越した頃、午前はテルミニ駅前の語学学校に通っていた。林信

夫先生懇意の「文流」社提携により、日本から楽に入学手続を済ませていた。「駅前留学」である（文流社も、高田馬場駅前にある）。ある日、予告通り、「試験」担当の日に大学研究室へ伺うと、試験室に行く前に、採点表の説明をするとのこと。採点は大変だな、と思う間もなく、イタリアでは伝統的に口頭試問で30点満点で採点するから、18点が合格目安で点数を適宜決めよ、とのご下命。つまり、イタリア人学部生相手に、口頭試問をせよ、点数も自身で決めよ、とのこと。驚く間もなく、教室に移動し、現に多くの学生が後ろの席で待つ中、教壇付近で教員3名ずつが学生1名を呼び出し「面接試験」が始まった。同一教室内で3か所ほど、この「面接」が同時並行で進む。後ろで待つ学生に向け、名簿順で逐次試験を受けさせる。どの「先生」に当たるかは、偶然の要素に左右され、同じ日に面接が長引く学生がいれば、呼び出す面接官が誰になるか予測できない。語学学校に通っているカタコトの教員にローマ法の試験をされた学部生も珍しかろう。日本人の試験官に口頭試問をされたイタリアの大学生も僅少に違いない。「ウェスパシアヌスの命令権法とは何か」「古代ローマ法研究における碑文の重要性を述べよ」といった思い付きを提示した（「碑文」を「参加申込登録」と誤解する学生もいる始末）。勿論、居並ぶCrifò教授や同門の兄弟子が発する設問を参考にできたからこそである。Biscardi教授の口頭試問は、果たしてどのような意味で厳しかったか、現地での対面開催に参加して関係の先生方にご教示頂きたいところである。Biscardi教授の業績は、通常民事訴訟と（担当）政務官との関係にも及び、快活な性格と精力的な研究意欲が思い出される、と締め括られた。

次に、Sargenti教授につきPergami教授から学会への寄与が説明

された。ペルージャ大学での組織化に尽力され、帝政後期研究を主導された。それまで、早くも第二次大戦直後に専門書を公刊され、法、特に人、家族、土地法を論じた後、史料論、行政、刑事裁判、上訴、特別審理手続の研究を深化させた。規範と現実の相克を描き、鳥占権の研究を今後の課題とされていたという。

最後に、Crifò 教授につき、Campionghini 教授が回顧した。Crifò 教授は、大学内組織たる ARC と研究者集団たるコ帝期法史学会 Accademia Storico-giuridica Costantiniana の双方で代表を務め、会員を増加させた。大会での議論を主導し、円卓会議議事録 *Quaderni di lavoro* を刊行・配布して次回国際大会に繋げ、仏独といった諸国とも連携を強めた。他にも、Vassanelli 教授が、対面での議論の重要性を体現した Crifò 教授の人柄を描き、Lovato 教授は「民主的」学会を実現した Crifò 教授の友情に敬意を表した。

日本時間では深夜 3 時に近い頃、長い議論は日没中断となった。学会年報を予告通り Campolunghi 教授に捧げる儀式が挙行され、初日は散会となった。

3. 筆者は、翌 11 日土曜始発の新幹線で上京し、上智大学での法制史学会総会に参加した。こちらもオンライン併用のハイブリッド開催で、ホームページ運営委員として、Zoom 入退室を管理するお手伝いをした。このため、日本時間 16 時半から開始の ARC 円卓会議 2022 二日目は、冒頭の参加は部分的に留まる。18 時頃に総会を終え、急ぎ麹町の宿から ARC に接続した。これもまた、遠隔参加の新形態である。

4. 二日目 (11 日) は、Gagliardi 教授など昨日不参加の会員も得て、盛況に開始された。

冒頭、Fagnoli 教授から、再び Biscardi 教授の業績回顧が述べられた。法文の再構成、公金横領罪、聖物窃盗の研究に基づき、新たな「ローマ私法」を描いた。Scherillo 教授など、後進の育成にも熱心で、口頭試問でも白熱した議論を交わされたそうである。

以後、議論のバランスを取ろうとする登壇者も多く、4 論題を 4 部構成（セッション）で討議する案（Bianchini）や、先達に触れ行政的な管理と女性、特にキリスト教帝国たるローマと、多神教の古代末期世界との相違を強調する議論（Felice）、他方で様々な研究手法を統合し発言者が常に 1 名ずつ（パラレル・セッションでない）伝統を重視する案（Carrié）、国際大会後に刊行される年報を意識し、既に検討済みの論点でも遠慮なく議論すべきとの考え（Lizzi：但しご本人は「食」をテーマとしたいと付言）、Bretone 教授との対話を想起し国際的な協力関係を維持する形を模索する議論（Campolunghi、Navvara、Peppe、Lanza）が続き、やがてこれまでの国際大会での議論が回顧的に紹介された（Giglio）。

宿での接続に難儀する中、気づけばクリフォ賞授与式が開始された。5 月付で、博士論文の懸賞広告が発せられ、過去 3 か年（2019-2021）に発表された古代末のローマ法又はローマ史の博士論文で 35 歳未満者を対象に、賞金 2000 ユーロが付与されること、使用言語は仏英伊西独〔SIHDA 公用語である〕とし、それ以外の場合は 5 公用語に翻訳すれば応募可能、国籍は不問、様式による書類提出が求められた。円卓会議第二回状では、授与式が予告されていたが、当日、Cristini 氏がテオドリック大王の外交的成功に関する書で受賞した旨が発表され、審査員から寸評の後、賞金等が授与された。

次いで、学会の総会に移行した。冒頭、事務連絡として、

Campolunghi 教授勇退後の運営体制について、この間、Teams や Zoom で理事会が開催されたこと、来る国際大会の論題は慎重に検討することなど、複数の理事から説明があった。Navarra 教授からは、全会員の協力を要請する旨の発言があった。

現地時間正午より、総会議事が開始された。5月の理事会協議を踏まえ、登録会員には事前に資料が配布されているようである。資料番号と議題番号に沿って、逐次、説明と議決に進んだ。イタリアの法制史学会（連合）との関係、庶務担当秘書（Giglio 教授）再任、寄贈された雑誌一覧、受領済み助成金、預金残高など財務報告等があり、一部会員は What'sApp から参加している様子。初日市長挨拶にあった通り、来年は会場を含む市内で催しがあるため、スベッコ以外での国際大会を予定する旨の説明があり、支出額、監査の予定を経て、コ帝期法史学会の理事8名が再選された。Liebs, Amalerrì, Bianchi, Campolunghi, Carrié, Giglio, Lanza, Sirks と国籍も多彩である。現任は元来2021年までの任期であったが、コロナ禍で任期が延長されていたとの由。また、Galicia Gallido 教授逝去が報告され、Barbero 教授により追悼の辞が述べられた。会員数の紹介、予備費、特別会計などの承認を経て、会員の逝去を超えて学会は存続する旨が宣言された。Show must go on を想起させる。

関連学会の開催予告（9月9日予定）が情報提供として読み上げられた上、円卓会議終了が宣言された。会場では、引き続き、一同での昼食会へ移動する模様であったが、ざわついた参加者の姿も見える中、Zoom はホストにより強制的に切断された。

5. 第二回状では、会場設営の都合上、5月15日までに登録が求められ、ホテル一覧と早期予約の推奨、接続リンクを掲載予定のペ



ージが記された。学会としては、多くの参加者を得て、生き生きとした議論を来年の国際大会成功の基盤としたい旨が宣言されている。

極東からの参加者は、1名に留まったようである。時差の問題は大きい。それでも、日本での法制史学会と掛け持ちが可能なのは有難い。上智での懇親会は欠席したが、通称「ローマ法部会」は細々と開催した。翌12日日曜の法制史学会総会でも充実した議論が展開された。

残念ながら、本邦では、ローマ帝政後期の法に関する研究は比較的手薄である。ゲルマン諸部族、ビザンツとの関連・移行期も含め、専攻する若手の登場が待たれる。